

## 入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年4月1日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 富田 英治

### 1 業務の概要

(1) 業務名 H22 浜松地方合同庁舎顧客満足度調査資料作成業務  
(電子入札対象案件)

#### (2) 業務内容

本業務は、浜松地方合同庁舎(H20.11完成)の利用者(職員及び一般利用者)、地域住民等に官庁施設の整備を踏まえたアンケート調査を実施し、取りまとめ等を行う業務である。(詳細については、特記仕様書による。)

(3) 履行期限 平成22年12月15日

#### (4) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

本手続きは、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「競争参加資格確認申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

### 2 競争参加資格

#### (1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

##### 1) 単体企業

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における建築関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設コンサルタント業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- a) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア. 親会社と子会社の関係にある場合
- イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- b) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表③の日を予定する。

## (2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有して

いることをいう。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務及び軽微な設計業務（契約額100万円未満）並びに役務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：官庁施設等の調査資料作成業務

なお、官庁施設等の調査資料作成業務とは、国が発注した施設評価資料作成業務、官庁施設整備計画調査業務、合同庁舎整備計画調査業務、シビックコア地区調査検討業務、地域整備構想検討資料作成業務、官庁施設現況調査資料作成業務、官庁施設防災カルテ作成業務などの業務をいう。

類似業務：公共建築物等に関する調査資料作成業務、あるいは建築設計業務

なお、公共建築物等に関する調査資料作成業務とは、国又は地方公共団体並びに政府調達機関が発注した建築物又は公園施設整備に関する調査資料作成業務や利用者・住民等のアンケート調査、利用状況調査、住民意識調査などの業務をいう。

※同種業務又は類似業務は、対象施設が競争参加資格確認申請書の提出期限までに完了したものとし、軽微な設計業務（契約額100万円未満）及び役務は対象外とする。

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

また、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表③の日を予定する。

- ・一級建築士
- ・建築設備士
- ・一級施工管理技士（建築、電気工事、管工事のいずれかによる。）
- ・技術士（総合技術監理部門、建設部門、電気・電子部門、水道部門、衛生工学部門、機械部門（流体工学又は熱工学）のいずれかによる。）
- ・上記記載の各資格と同等以上の資格を有すると認めた者。

※なお、各資格と同等以上の資格を有すると認めた者とは次のとおり。

- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務を、元請けとして実施した1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務及び軽微な設計業務（契約額100万円未満）並びに役務の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：官庁施設等の調査資料作成業務

なお、官庁施設等の調査資料作成業務とは、国が発注した施設評価資料作成業務、官庁施設整備計画調査業務、合同庁舎整備計画調査業務、シビックコア地区調査検討業務、地域整備構想検討資料作成業務、官庁施設現況調査資料作成業務、官庁施設防災カルテ作成業務などの業務をいう。

類似業務：公共建築物等に関する調査資料作成業務、あるいは建築設計業務

なお、公共建築物等に関する調査資料作成業務とは、国又は地方公共団体並びに政府調達機関が発注した建築物又は公園施設整備に関する調査資料作成業務や利用者・住民等のアンケート調査、利用状況調査、住民意識調査などの業務をいう。

※同種業務又は類似業務は、対象施設が競争参加資格確認申請書の提出期限までに完了したものとし、軽微な設計業務（契約額100万円未満）及び役務は対象外とする。

(6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関し以下の要件を満足すること。

- 1) 本業務の入札公告日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、本業務の入札公告日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
  - ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
  - ③ 当該配置管理技術者と同等以上の地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
  - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
- ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
  - ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
  - ③ 過去5年以内の同種業務で地方整備局等建築設計委託業務成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有する者
  - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 技術提案書に関する要件

入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・再委託先である協力事務所が、中部地方整備局の建築関係建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が、指名停止期間中でないこと。
- ・配置予定管理技術者は、競争参加資格申請書の提出者の組織に所属していること。

なお、主たる業務とは、総合的な企画・判断・集計・解析並びに業務遂行管理部分をいう。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ①技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1)基本事項評価（企業）
- 2)基本事項評価（技術者）
- 3)技術提案書

- ②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は60点とする。

(2) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ①基本事項評価（企業）

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度（指名停止等の措置）

- ②基本事項評価（技術者）

業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）

- ③技術提案書

実施方針、業務実施体制に対する技術提案

- ※①の項目で最大15点、②の項目で最大15点、③の項目で最大30点を加算点とする。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3(1)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

- ②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局 総務部契約課

電話 052-953-8138

FAX 052-953-8199

メールアドレス：keiyaku@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

・提出期間：別表②のとおり。

・提出先：4（1）と同じ。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により中部地方整備局総務部契約課まで持参すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ①入札保証金 免除
  - ②契約保証金 免除
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
  - 3 (3) に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。
- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。
- (8) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。
- (9) 特記仕様書及び現場説明書等の交付（ダウンロード等）を受けない者は、入札に参加することができない。
- (10) 詳細については、入札説明書による。

## 別表

①	入札説明書の交付期間	平成22年4月1日から 平成22年5月7日まで
②	競争参加資格確認申請書等の 提出期間	平成22年4月2日から 平成22年4月16日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	競争参加資格確認通知の日	平成22年4月23日
④	入札書の受付期間	平成22年5月6日10時00分から 平成22年5月7日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年5月10日10時00分 中部地方整備局総務部入札室